

2019年9月30日

No.19009

お客さま各位

国内貨物運送約款の改定について（2019年10月1日付）

平素より JALCARGO をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

国内貨物ニュース No.19006「2019 年度下期の国内貨物運賃について」内でご案内のとおり、JAL グループでは 10月1日より地上運送取次を廃止いたします。併い、国内貨物運送約款の改定につきまして、国土交通省より以下内容にて認可を受領いたしましたので変更点を含めご案内をいたします。

ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、国内貨物運送状のペーパーレス化に伴う約款改定も日程が確定次第、別途ご案内をいたします。

記

1. 適用開始日時 : 2019年10月1日(火)

2. JAL/JAIR/HAC 3社の約款変更点 :

第5条 会社のいずれかと荷送人との間の取扱等の効力 第1項の修正**現約款**

この運送約款に基づき、～(略)～、引渡不能貨物の処分、**地上運送の取次**、航空運送人の変更その他の取扱及び貨物運賃、～(略)～、会社全々と荷送人との間で効力を生じます。

新約款

この運送約款に基づき、～(略)～、引渡不能貨物の処分、航空運送人の変更その他の取扱及び貨物運賃、～(略)～、会社全々と荷送人との間で効力を生じます。

第8条 貨物運送状の作成 第1項9号の追加**現約款**

内容記載なし

新約款

危険性を有するものであるときは、その旨及び運送品の性質その他の安全な運送に必要な情報

第 30 条 荷送人の指図 第 2 項の修正**現約款**

前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の指図は、～（略）～、貨物が貨物運送状記載の荷受人に引き渡される前に限り有効とします。但し、第 36 条に定める到着地空港以遠の地上運送の場合には、前項第 2 号の指図は、貨物がその地上運送を行う運送人に引き渡される前に行われたものに限り有効とします。

新約款

前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の指図は、～（略）～、貨物が貨物運送状記載の荷受人に引き渡される前に限り有効とします。

第 8 章 地上運送の取次の削除および次章以降の条文繰り上げ

委細は割愛させていただきますのでホームページをご確認ください。

第 40 条 航空運送人の責任 上記繰り上げを受け、第 2 項の対象条文の変更**現約款**

前項但書に定める会社の責任に関しては、第 43 条から第 46 条までの定めを準用します。

新約款

前項但書に定める会社の責任に関しては、第 40 条から第 43 条までの定めを準用します。

附則 適用開始日の変更**現約款**

この運送約款は平成 28 年 10 月 30 日から適用します。

新約款

この運送約款は令和元年 10 月 1 日から適用します。

3. その他ご案内：

◆JTA/JAC 2 社および RAC 社の国内貨物運送約款も変更をいたします。

JAL/JAIR/HAC 3 社の国内貨物運送約款と併せて、10 月 1 日早朝弊社ホームページに掲載いたしますので、詳細は右記 URL (<https://www.jal.co.jp/jalcargo/dom/conditions/>) よりご確認ください。

以上